

<p>38</p> <p>下水道局</p>	<p>工事監理等 委託料の算 定基準を適 切に改定す べきもの</p> <p>局は、ポンプ所等の建設工事に当たり、吾儘ポンプ所常備機構建設工事監理等委託料34件により、工事監理等業務を委託している。では、国土交通大臣は工事監理受託契約の業務報酬基準を定めることができるとされており、国は業務報酬基準を昭和54年建設省告示第1206号で制定し、平成21年国土交通省告示第15号(以下「告示15号」という。)で改正している。その後、平成26年に建築士法が改正され、工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金を支払わなければならないと定められた。また、平成31年1月8号(以下「告示98号」という。)で業務報酬基準を再度改正するとともに、官庁施設の設計業務等積算基準(以下「国基準等」という。)を改正している。</p> <p>これを受けて、東京都建設工事関係共通基準である平成31年4月に告示98号等を参考に委託料の算定方法を改正している。</p> <p>そこで、委託のうち2件の工事監理等委託料の算定に適用した局積算標準(調査・委託種、以下「局基準1」という。)令和元元10月版、ほか2件の工事監理等委託料の算定に適用した局基準令和3年10月版をそれぞれ確認したところ、何れも工事監理等委託料の算定に当たっては、旧業務報酬基準である告示15号及びそれに基づく国基準等を参考にしており、局基準平成30年10月版から委託料の算定方法を改正していないことが認められた。</p> <p>このことについて局は、局基準令和4年10月版で告示98号等を参考に工事監理等委託料の算定基準を改定する予定であるとしている。また、算定基準の改定に時間を要している理由として、告示98号の積算システムの改修内容の精査を開始したものの、局基準以外にも改定が必要な基準類があり、それらを優先したためとしている。しかし、平成31年1月に告示98号が公布されてから監査日(令和4年6月2日)現在まで3年以上の間に、告示98号に準拠せず工事監理等委託料を算定していたことは、業務報酬基準に準拠した委託代金の趣旨に反し、局は、工事監理等委託料の算定基準を適切に改定されたい。</p>
-----------------------	---

局は、局基準を令和4年10月1日に改定し、工事監理等委託料の算定に係る記載を、告示98号に準拠した内容とした。計画調整部技術開発課は、令和4年9月27日及び28日に局基準の改定説明会を行い、改定した工事監理等委託料の算定方法を【2-エ】を周知した。【2-エ】

局は、今後は速やかに改定できるよう、局基準を国や財務局の記載に合わせ、改定箇所を早期に特定できるように記載内容を変更した。【2-エ】

局は、令和4年12月19日に「工事監理フオウ」【2-エ】

<p>39</p> <p>教育庁</p>	<p>危険物の取扱 いに関する 施工管理 すべきもの</p>	<p>庁は、蔵前工業高等学校の校庭等改修工事に伴って、劣化したグラウンド舗装を防火性のある塗料を使用して舗装している。防火及び危険物関係施設の運用基準では、屋外で危険物を貯蔵する際は、貯蔵数量に合わせた取扱方法が定められている。</p> <p>本契約の工事記録写真等を見ると、約2層の危険物指定された塗料を高校敷地内に搬入しているが、貯蔵場所の配置計画や貯蔵状況等を確認できない。庁によれば、受注者は、他現場で所轄消防署から了解を得ている事例を参考に、運用基準に則って、搬入した危険物を高校敷地内の複数に分散させて、高校敷地内の複数10m以上を確保して貯蔵していたことである。</p> <p>一方で、貯蔵状況等が確認できないことについて、工事請負契約に記載された自主的に行うものとして分散し、敷地内に危険物を貯蔵していることについて、事前の貯蔵場所の配置計画や事後の貯蔵状況の確認を行っていないことが認められている。</p> <p>しかし、庁は、東京都土木工事標準仕様書に基づき、受注者が消防法や運用基準を遵守して危険物を取り扱っているかを確認する必要がある。局は、危険物の取扱いに関する施工管理を適切に行われたい。</p>
----------------------	--	--

庁は、新たに「消防法に基づく危険物の取扱いマニュアル表(監督員用)」を作成し、令和4年3月30日付通知文により、【2-エ】

また、庁は、令和4年3月30日に宮内庁長官代理会議を開催し、監査報告及び再発防止の周知徹底を行った。【2-エ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分	措置区分			
40	港灣局		防災船着場 の照明設計 におけるガ イドライソ ンの見直し について	局は、工事請負契約により、防災船着場の整備を行っている。船着場付帯施設整備「ガイドライン」では、照明施設を整備し、船着場背後のスロープや階段の基準照度については3lx以上を確保すること、スロープや階段の照明を断続的に設置することが定められている。そこで、各契約の照明の設計図面及び照明検討書について見ると、5か所の防災船着場では、スロープや階段の平均照度は3lxから6lxとなっており、基準照度が確保されているが、断続的に設置された照明灯の設置間隔が広いため、スロープや階段に光が届かない部分が見られる。一方、他の防災船着場は、スロープの照明灯を、光が届かない部分が極力出ない配置とした結果、平均照度が1.9lxと基準を大きく上回る設計となっている。このように、防災船着場背後のスロープや階段の照明は、同じガイドラインの設計条件に則って設計が行われているにもかかわらず、防災船着場ごとにスロープ等の平均照度に差が生じている。また、光が届かない場所が生じているなど、照明設計の結果に大きな違いが生じている。これら照明設計に大きな違いが生じていることにより、災害時における夜間の作業環境及び照明施設の種類・量・ばらつきが生じているおそれがある。このような事態が生じていたのは、ガイドラインでは照明を断続的に設置するという設計条件が定められているものの、防災船着場背後のスロープや階段の照明を設計する際の設置間隔や最小照度に関する詳細などが明確に示されていないことなどによる。局は、防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて検討が望まれる。	局は、照明の基準照度の明確化を図るために、令和4年10月6日付で「東京港防災船着場付帯施設整備ガイドライン」を改定した。大森南工事は令和4年5月12日付契約変更により令和4年5月12日付契約変更により今後整備を行う。【1-エ1】 局は、令和4年10月6日付通知文で、「東京港防災船着場付帯施設整備ガイドライン」の改定内容を防災船着場の各整備部署に対して周知を図った。また、局のポータルサイトに掲載することによって局内に重ねて周知を図った。【2-エ】

【令和3年度各会計歳入歳出決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分	措置区分			
41	教育庁		調定額及び が過小計上 らなっている	(歳) 使用料及手数料(項) 使用料(目) 教育使用料において、調定額及び収入未済額が各10万115円過小に計上されている。	過小に計上されていた調定額及び収入未済額10万115円については、令和4年6月13日に財務会計システム【1-ウ1】により、更正処理を行った。令和4年6月14日開催の各校経営企画室長向け説明会にて、組織的な未納管理や個々の事務処理における複数チェック、後任者への継任引継ぎ等を徹底するよう指導・注意喚起を行った。令和4年11月8日開催の学校事務担当者向け説明会にて、授業料事務等に係る講義を行った。実施に当たっては、授業料システムにおける調定管理の仕組みや財務会計システムとの関係、未納債権の管理など、本件再発防止に向けて特に注意が必要となる事項について、事務の詳細な流れや注意点を追記し改善した事務マニュアルに基づいて説明を行うとともに、本件不適切事例を紹介の上、注意喚起を行った。【2-エ】
42	教育庁		調定額及び が過大計上 らなっている	(歳) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入において、調定額及び収入未済額が各46万円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額各46万円については、令和4年6月27日、財務会計システムにより令和4年11月9日に都立学校教育部特別支援教育課が、課内へ決算見込報告を依頼する際、各事務担当者が注意点を共有し、財務会計システムより出力される、「歳入予算執行集計一覧」を確認し、適正な収入管理を行うよう注意喚起を行うことで、再発防止を図った。【2-エ1】

【令和4年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
43	総務局 (東京都公立大 京都市立大 学法人)	1	契約変更手続を適切に行うべきもの	法人は、学内及び学外利用者向けの動画配信を目的として「動画配信システム運用管理業務及びOVCW動画編集委託(単価契約)」を委託している。本契約書約款では、「委託者は、必要と認めるときは、委託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができ、変更するときは、委託者と受託者が協議して定める。」としているが、本委託の内容や請求書の単価が変更されたことについて、法人は、動画編集業務の単価を臨時職員に行かせたため、委託内容を変更し、受託者とは別項で交渉をメールで行ったことについては適切でない。法人は、契約変更手続を適切に行わなければならない。	法人は、令和5年1月30日付4東公法総第333号「契約事務の適正な実施について(通知)」を法人関係事務管理者宛てに発出し、監査指摘事例の紹介を行うことでの注意喚起を実施した。併せて、日常業務に活用可能な「契約事務チェンジ化を図ろう」を、法人は、今後、職員の高められた点検テーマに基づき各回ごとに設定した年3回程度、各回ごとの実施を期するのと、年度当初の会計事務説明会を、事故の発生しやしないポイントについて解説する等に、再構築し実施する取組を通じ、法人内の指導を徹底する。【2-ウ、2-エ】
		2	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの	法人では、教室を改修するため、設備・配線移設工事等。②OA床設置工事。③既設モニタ等の移設、プロジェクト及び天井スピーカー3件の随意契約により工事を完了した。この工事内容を見たところ、同一の教室に係る工事であり、工期が重複していることについて法人は、①の工事契約締結後に学内から新たな改修要望が出たため、②の契約を発注することになり、その後も要望が③の契約を発注したとしているが、①の工事の計画当初から提案されるべき内容であり、工事に係る要望を適切に把握すべきは適切でない。以上ことから、1件の工事として入れば予定単価が500万円を超え、入れにより調達すべきであるにもかかわらず、随意契約により調達していることは適正でない。法人は、計画的に工事を行わ	法人は、令和5年1月30日付4東公法総第333号(通知)を法人関係事務管理者宛てに発出し、監査指摘事例の紹介を行うことでの注意喚起を実施した。併せて、日常業務に活用可能な「契約事務チェンジ化を図ろう」を、法人は、透明性の確保を図るとした。また、法人は、令和5年2月2日付4東公法総第333号「医師連携の推進体制について」において、今後の工事計画に「関係の審議・作成にあたり、関係者職員が集まる医師連携会議において、情報共有や意見集約を適切に実施していく方針を決定し、令和5年2月9日付の方向会議で周知した。【2-ウ、2-エ】

45	生活文化局 (学校法人 愛国学園)	1	私立学校経常費補助金(学校法人)を返還すべきもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱及びび等補助対象経費として補助金を交付している。と、本務教職員としての手引による、当該学校法人が加入している私立学校共済組合等が加入していることとが定められている。令和2年度及び令和3年度の学校法人愛国学園の愛国高等学校における本務教職員について確認したところ、両年度とも私立学校共済組合に未加入であることが認められた。このため、8666万9,600円の補助金が過大に交付された。局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められた。	過大に交付された補助金8666万9,600円については、学校法人愛国学園に対し返還を求めた。同法人から、令和5年3月15日に返還された。【1-ア】本務教職員の確認が確実に行われ、現在加入状況を確認することとし、案を作成した。【2-ア】
		2	私立学校経常費補助金(学校法人)を返還すべきもの(ア)	局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を提供して無料地域住民のために提供している地域教育事業補助金として、対象事業数に基づき補助金を交付している。この補助金については、手引によれば、1年間を通じ行っていること(少なくとも1学期1回以上、年3回以上)が交付要件となっており、また、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金調査票について(特別に1回以上)」を令和3年度実績に基づき交付要件として、令和3年度実績については、令和3年度実績に基づき交付要件を満たすものとしている。学校法人桃園学園は、桃園幼稚園における令和3年度の地域教育事業補助金により、子育て親子の交流の場としての交流事業を実施する予定と当該事業について、影響を受けなかったが、感染症拡大の影響により、通年で3回以上実施が認められた。これにより、30万円の補助金が過大に交付され、30万円の補助金が過大に交付された。学校法人は、過大に交付された補助金を返還された。学校法人に対し、補助金の返還を求められた。	過大に交付された補助金30万円については、学校法人桃園学園に対して返還を求めた。同法人から、令和5年度より「私立学校教育助成金調査票(B表)記入の手引き」に「事業を予定通り実施できなかった場合は速やかに私学部に連絡する」旨を通知することとし、案を作成した。【2-ウ】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
46	生活文化局 (学校法人 桃園学園)	1	私立学校経常費補助金(学校法人)を返還すべきもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱及びび等補助対象経費として補助金を交付している。と、本務教職員としての手引による、当該学校法人が加入している私立学校共済組合等が加入していることとが定められている。令和2年度及び令和3年度の学校法人愛国学園の愛国高等学校における本務教職員について確認したところ、両年度とも私立学校共済組合に未加入であることが認められた。このため、8666万9,600円の補助金が過大に交付された。局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められた。	過大に交付された補助金8666万9,600円については、学校法人愛国学園に対し返還を求めた。同法人から、令和5年3月15日に返還された。【1-ア】本務教職員の確認が確実に行われ、現在加入状況を確認することとし、案を作成した。【2-ア】
		2	私立学校経常費補助金(学校法人)を返還すべきもの(ア)	局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を提供して無料地域住民のために提供している地域教育事業補助金として、対象事業数に基づき補助金を交付している。この補助金については、手引によれば、1年間を通じ行っていること(少なくとも1学期1回以上、年3回以上)が交付要件となっており、また、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金調査票について(特別に1回以上)」を令和3年度実績に基づき交付要件として、令和3年度実績については、令和3年度実績に基づき交付要件を満たすものとしている。学校法人桃園学園は、桃園幼稚園における令和3年度の地域教育事業補助金により、子育て親子の交流の場としての交流事業を実施する予定と当該事業について、影響を受けなかったが、感染症拡大の影響により、通年で3回以上実施が認められた。これにより、30万円の補助金が過大に交付された。学校法人は、過大に交付された補助金を返還された。学校法人に対し、補助金の返還を求められた。	過大に交付された補助金30万円については、学校法人桃園学園に対して返還を求めた。同法人から、令和5年度より「私立学校教育助成金調査票(B表)記入の手引き」に「事業を予定通り実施できなかった場合は速やかに私学部に連絡する」旨を通知することとし、案を作成した。【2-ウ】

<p>47</p> <p>生活文化系 ポニー局 (学校法人 松かぜ学 園)</p> <p>私立学校経 常費補助金 を返還すべ きもの (イ)</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を提供している場合、私立学校経常費補助金の中の地域教育事業補助として、対象事業数に基づき補助金を交付している。この補助については、手引に上ねば、1学期1回以上、年3回以上(少なくとも1学期1回以上、年3回以上実施)が交付要件となっている。また、局は、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金」により(1学期に1回以上)を履行し、令和2年度実績について1回以上、1学期及び2学期において1回以上、年2回実施し、令和3年1月7日発令の緊急事態宣言などを踏まえ3学期に実施できなかった場合は、事業を中止し、できなかった場合は、事業を中止し、学校法人松かぜ学園は、わいかん寺幼稚園における令和2年度の子の交流の場の提供と交流事業を実施する予定として補助金の交付を受けていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度中は事業を中止していたことが認められた。これにより、30万円の補助金が過大に交付されている。交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、私立通信制高等学校経常費補助金を交付要綱により、広域の通信制の課程を置く私立高等学校に対して、交付年度の7月1日現在の都内在住生徒数に基づき、補助金を算出し、交付している。</p> <p>学校法人科学技術学園の科学技術学園高等学校(通信制)に対する補助金の交付状況を見たところ、令和2年度及び令和3年度において、補助金額の算定基礎となる都内在住生徒数に都外在住生徒がそれぞれ1名ずつ含まれていたことが認められた。これにより、8万6,200円の補助金が過大に交付されている。学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人に対し、補助金の返還を求められた。</p>
<p>48</p> <p>生活文化系 ポニー局 (学校法人 科学技術学 園)</p> <p>私立通信制 高等学校経 常費補助金 を返還すべ きもの</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>過大に交付された補助金30万円について、学校法人松かぜ学園に対し返還を求めた。向法人から、補助金の返還及び事務の改善に際して、令和5年3月15日に返還された。【1-ア】</p> <p>補助金の返還が行われる場合、令和5年度より「私立学校教育助成金調査表(B表)記入の手引き」に「事業を予定通り実施できなかった場合は速やかに私学部に連絡する」旨を追記することとし、案を作成した。【2-ウ】</p> <p>過大に交付された補助金8万6,200円については、学校法人科学技術学園に対して返還を求めた。向法人からは、補助金の返還と事務の改善に係る、令和5年3月2日に返還された。</p> <p>【1-ア】</p> <p>令和4年度補助金の実績報告の提出依頼文書に、申請時の都内在住生徒数について「他県在住生徒が含まれている」と記載していたが、令和5年3月2日に返還された。</p>

<p>49</p> <p>都市整備局 (株式会社 多摩ニュー タウン開発 センター)</p> <p>契約事務規 程に基づき 予定価額を 返すべきも の</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>会社は、契約の公正性及び経済性に資することを目的として「契約事務規程」を施行している。同規程第4条第1項において、契約を締結しようとするときは、原則としてあらかじめ当該契約に係る契約予定価額を算定し、かつ、契約額は、契約予定価額を超過しないこととされている。しかし、会社は、契約予定価額を設定しないまま見積書を算出して、相手方及び契約締結に係る建築を同時に行い、意思決定しており、適正でない。会社は、契約予定価額の設定を通正に行われたい。</p> <p>過大に交付した補助金103万円について、令和5年3月10日付で法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、令和5年2月3日(各)各地域に配布した。また、令和5年2月3日(各)に保管が必要となる他社資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にポニー局に届出した。</p> <p>②本事業の制度説明や実績報告書の作成方針と説明をインクネット上に各令和5年3月30日に配布し、ように多くの施設担当者や確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設が根拠資料等を管理し、作成しやすいうに作成した参考資料について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-エ】</p> <p>③申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請に支障するため、補助金システム(丁ラフソフト)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に委託者に指示した。【2-ウ】</p> <p>④実績報告書と、保管機能を持ったサーバーの配布方法を改善し、施設が利用しやすいよう、CD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】</p>
<p>50</p> <p>福祉保健局 (社会福祉 法人こぼと 会)</p> <p>補助金を返 還すべきも の(ア)</p>	<p>1</p> <p>2</p>	

51	福祉保健局 (社会福祉 法人崇峰 会)	補助金を返 還すべきも の(イ)	<p>周は、社会福祉法人等に対して、東 房部保育サービス推進事業補助金を交 付している。</p> <p>社会福祉法人崇峰会が設置するすず らん保育園で、特別保育事業等推進加 算のうち外国人児童受入れにおいて、 対象児童ごとに言語等の配慮を行って、 いることが分かる書類がなく補助要件 を満たさないことなどにより、実績額 に差が認められた。</p> <p>4,000円が過大に交付されてい る。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うことと ともに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められた。</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改訂し、令和 5年2月3日に各施設に配布した。ま た、加算項目ごとに保管が必要となる 根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月 24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-4-エ】 ①本事業の制度説明や実績報告書の作 成方法などの説明をインターネット上 に令和5年3月30日に配信し、より 多くの施設担当者が確認できるように した。その際、①の一覧表や施設が根 拠資料等を管理・作成しやすいうよう に、申請の誤りがないよう周知徹底を 図った。【2-エ】 ②申請に係る事務負担を軽減し、適切 な申請を支援するため、補助金システ ム(Jシステム)を活用した電子申請 が可能な施設数を20施設から100 施設に拡大することとし、必要なシス テム改修を令和4年12月1日に受託 者に指示した。【2-ウ】 ④実績報告書と保管様式の教壇の不一 致を防ぐ自動計算機能を設けたファイ ルやすいよう、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</p>	
1	ア	イ	ウ	エ
2	ア	イ	ウ	エ

52	福祉保健局 (社会福祉 法人清心福 祉会)	補助金を返 還すべきも の(イ)	<p>周は、社会福祉法人等に対して、東 房部保育サービス推進事業補助金を交 付している。</p> <p>社会福祉法人清心福祉会が設置する しんまち保育園、おらべらつき台保 しんわらべ東久留米保育園、おらべ日 野市役所東久留米保育園、おらべ日 野市役所東久留米保育園、おらべ日 野市役所東久留米保育園、おらべ日 野市役所東久留米保育園において対象 外の児童を加算対象としていたこと や、保育所所在地域を支援推進加算に おいて実績を示す資料がなく補助要件 を満たさないことなどにより、実績額 に差が認められた。</p> <p>このため、令和2年度分につき、し んまち保育園で9万円、おらべらつき 台保育園で115万8,000円、お らべ東久留米保育園で11万 4,000円、おらべ日野市役所東保 育園で7万6,000円、おらべみど り保育園で59万1,000円が過 大に交付されている。適切に行うことと ともに、法人は、実績報告を返還を求 められた。</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改訂し、令和 5年2月3日に各施設に配布した。ま た、加算項目ごとに保管が必要となる 根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月 24日にホームページに掲載した。</p> <p>【2-4-エ】 ①本事業の制度説明や実績報告書の作 成方法などの説明をインターネット上 に令和5年3月30日に配信し、より 多くの施設担当者が確認できるように した。その際、①の一覧表や施設が根 拠資料等を管理・作成しやすいうよう に、申請の誤りがないよう周知徹底を 図った。【2-エ】 ②申請に係る事務負担を軽減し、適切 な申請を支援するため、補助金システ ム(Jシステム)を活用した電子申請 が可能な施設数を20施設から100 施設に拡大することとし、必要なシス テム改修を令和4年12月1日に受託 者に指示した。【2-ウ】 ④実績報告書と保管様式の教壇の不一 致を防ぐ自動計算機能を設けたファイ ルやすいよう、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</p>	
1	ア	イ	ウ	エ
2	ア	イ	ウ	エ

<p>53</p> <p>福祉保健局 (社会福祉 法人妙果 会)</p>	<p>補助金を返 還すべきも の(エ)</p>	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 付している。 社会福祉法人妙果会が設置する貴井 保育園で、特別保育事業等推進加算の うち育児困難家庭への支援において、 対象外の児童を加算対象としていたこ とにより、実績額に誤りが認められ た。 このため、令和2年度分で72万円 が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うこと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められた。</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改善し、令和 5年2月3日に各施設に配布した。ま た、対象者の人数算定を誤ったこと のため、令和2年度分で53.3万 4,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うこと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められた。</p> <p>【1-ア】 ①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改善し、上り 5年2月3日に各施設に配布した。ま た、対象者の人数算定を誤ったこと のため、令和2年度分で53.3万 4,000円が過大に交付されてい る。 【2-エ】 ②本事業の制度説明や実績報告書の作 成方法などの説明をインターネット上 に令和5年3月30日に配信し、より 多くの施設担当者が必要となるよう に、申請の誤りがなく周知徹底を 図った。【2-エ】 ③申請に係る事務負担を軽減し、適切 な申請を支援するため、補助金システ ム（Jトラフ）を活用した電子申請 が可能に施設数を20施設から100 施設に拡大することとし、必要なシ ステム改修を令和4年12月1日に受託 者に指示した。【2-ウ】 ④実績報告書と保管様式の数値の不一 致を防ぐ自動計算機能を設けたアプリ ルや新しい方法、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</p>
<p>54</p> <p>福祉保健局 (社会福祉 法人やすら ぎ会)</p>	<p>補助金を返 還すべきも の(カ)</p>	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 付している。 社会福祉法人やすらぎ会が設置する 桜台保育園で、特別保育事業等推進加 算のうち育児困難家庭の延長保育にお いて、対象者の人数算定を誤ったこと のため、令和2年度分で53.3万 4,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うこと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められた。</p> <p>【1-ア】 ①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改善し、上り 5年2月3日に各施設に配布した。ま た、対象者の人数算定を誤ったこと のため、令和2年度分で53.3万 4,000円が過大に交付されてい る。 【2-エ】 ②本事業の制度説明や実績報告書の作 成方法などの説明をインターネット上 に令和5年3月30日に配信し、より 多くの施設担当者が必要となるよう に、申請の誤りがなく周知徹底を 図った。【2-エ】 ③申請に係る事務負担を軽減し、適切 な申請を支援するため、補助金システ ム（Jトラフ）を活用した電子申請 が可能に施設数を20施設から100 施設に拡大することとし、必要なシ ステム改修を令和4年12月1日に受託 者に指示した。【2-ウ】 ④実績報告書と保管様式の数値の不一 致を防ぐ自動計算機能を設けたアプリ ルや新しい方法、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</p>

<p>55</p> <p>福祉保健局 (社会福祉 法人六路 園)</p>	<p>補助金を返 還すべきも の(カ)</p>	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 付している。 社会福祉法人六路園が設置する単月 保育園で、特別保育事業等推進加算の うち育児困難家庭への支援において、 対象者の児童を加算対象としていたこ とにより、実績額に誤りが認められ た。 このため、令和2年度分で26万 4,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うこと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められた。</p> <p>①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改善し、令 和5年2月3日に各施設に配布した。ま た、対象者の人数算定を誤ったこと のため、令和2年度分で26万 4,000円が過大に交付されてい る。 【2-エ】 ②本事業の制度説明や実績報告書の作 成方法などの説明をインターネット上 に令和5年3月30日に配信し、より 多くの施設担当者が必要となるよう に、申請の誤りがなく周知徹底を 図った。【2-エ】 ③申請に係る事務負担を軽減し、適切 な申請を支援するため、補助金システ ム（Jトラフ）を活用した電子申請 が可能に施設数を20施設から100 施設に拡大することとし、必要なシ ステム改修を令和4年12月1日に受託 者に指示した。【2-ウ】 ④実績報告書と保管様式の数値の不一 致を防ぐ自動計算機能を設けたアプリ ルや新しい方法、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</p>
<p>56</p> <p>福祉保健局 (社会福祉 法人わら びの会)</p>	<p>補助金を返 還すべきも の(カ)</p>	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東 京都保育サービス推進事業補助金を交 付している。 社会福祉法人わらびの会が設置する わらび保育園で、特別保育事業等推 進加算のうち育児困難家庭の延長保 育において対象者の人数算定を誤った ことにより、実績額に誤りが認めら れた。 このため、令和2年度分で175万 5,000円が過大に交付されてい る。 法人は、実績報告を適切に行うこと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。法人に対し補助金の返還を求 められた。</p> <p>【1-ア】 ①補助制度に係る説明資料を、より要 点を確認しやすいために改善し、上 り5年2月3日に各施設に配布した。ま た、対象者の人数算定を誤ったこと のため、令和2年度分で175万 5,000円が過大に交付されてい る。 【2-エ】 ②本事業の制度説明や実績報告書の作 成方法などの説明をインターネット上 に令和5年3月30日に配信し、より 多くの施設担当者が必要となるよう に、申請の誤りがなく周知徹底を 図った。【2-エ】 ③申請に係る事務負担を軽減し、適切 な申請を支援するため、補助金システ ム（Jトラフ）を活用した電子申請 が可能に施設数を20施設から100 施設に拡大することとし、必要なシ ステム改修を令和4年12月1日に受託 者に指示した。【2-ウ】 ④実績報告書と保管様式の数値の不一 致を防ぐ自動計算機能を設けたアプリ ルや新しい方法、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</p>

<p>57</p> <p>福祉保健局 (ヘルカフ ト保青團)</p>	<p>補助金を返 還すべきも の(ウ)</p>	<p>周は、社会福祉法人等に対して、東京都保青カーブ推進事業補助金を交付している。個人事業者が設置するヘルカフト保青團で、保青所地産子産で支援推進加算のない事業を計上していたことなどにより、実績額に誤りが認められた。このため、令和2年度分で68万円が過大に交付されている。周は、実績報告書が提出されたことにより、過大に交付された補助金を返還を求めたい。</p>	<p>過大に交付した補助金68万円について、令和5年3月14日付で事業者から返還を受けた。【1-ア】補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいために改訂し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる相視資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。【2-エ】本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上で令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者から確認できるように、申請の取りがたいよう周知徹底を図った。【2-エ】申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(クラウドラフ)を活用した電子申請が可能に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】①実績報告書と併せて様式の教本の不一致を防ぐ自動計算機能を取り入れた。【2-エ】②申請書の入力方法を改善し、施設が利用し送付しやすいよう、CD-ROMに格納して24日に配布した。【2-エ】</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>周は、水素ステーション導入の支援を行う業務委託契約を公社と締結している。仕様書について、①水素ステーション整備に關するヘルカフト保青等1について、外部の専門家等から技術的な情報提供を求め、1事業者当たり10回程度に水素ステーションを併設整備する際に設計図面等を提出する場合は、6事業者程度に実施することと定めている。しかし、外部の専門家等からの技術的な情報提供や既存のヘルカフト保青等への図面等の提供について、令和3年度は実績がないことが認められた。本件経費として計上された外部の専門家等からの技術的な情報提供や図面等のかかわり減額の結果、契約金額が過大な支出となつていないことは適切でない。この結果、契約金額が過大な支出となつていないことについて返還を求めたい。</p>	<p>周は、本業務委託契約において、実績がなく過大に支出した費用について、令和5年1月30日付協議書により公社に返還を求めた。【1-ア】公社は、令和5年3月9日に、過大な支出金を返還した。【1-ア】また、周は、委託者と委託者の間で確定した情報共有が可能なよう仕様書を修正し、契約変更【2-エ】できるようにした。</p>

<p>59</p> <p>産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)</p>	<p>生産品の売上 現金の管理を 適正に行うべき もの</p>	<p>財団は、有機農産物堆肥センターにおいて、堆肥の生産、販売を行っている。売上、販売金額を帳簿に記載して管理しているものの堆肥は袋詰めされず山積りで積み上げられているほか、水分の蒸発等によって在庫の重量が変動することから、棚卸しにより在庫の重量を厳密に把握し、在庫の減少と現金の増加を紐付けて売上現金の管理を行うことができないとしている。本来は、棚卸しにより在庫の管理をすべきであるが、センターは、堆肥の配付に当たり農家等から受領する堆肥購入承諾書及び申込書、領収書控え、売上現金により売上書を認識し、これらの管理を同一部署において行っている。この場合、少なくともあらかじめ領収書に連番を付し、その番号と金額を照らし合わせることができるとして、売上現金と金額を照らし、センターは領収書の連番管理を行っており、適正でない。財団は、領収書の連番管理を行うなど正に行われた。</p>	<p>財団は、令和4年9月15日からあらかじめ領収書に連番を付し、その番号を管理している。また、令和5年1月23日の連番付可能運搬に称数を乗せ、さらに堆肥水分率に応じた補正する方法により棚卸しを行った。【1-エ】四半期ごとに棚卸しによる在庫量確認を実施することにした。【2-ア】</p>
<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>財団では、チャレンジ農業支援事業として、専門家派遣、助成等を実施しているが、都からのチャレンジ農業支援事業費補助金が助成金の財源となつている。この事業では、専門家に よる支援の成果として、これを元に行われる委託の成果の一部が重複する可能性がある。その場合、専門家に對する報告書と、同一の成果が重複して二重に金銭的支援が行われることを防止するため、それぞれに成果を明確に区分し、それぞれに成果を明確に示し、それを備えることが必要となる。そこで、専門家派遣に關する成果申請書の交付決定に關する資料を確保し、その都が添付されていないケースやレポート等の記載内容が不十分なケースがあったこと、このため、専門家に よる支援の成果を、これを行われる委託の成果の区分が明確でない事例が認められ、WEBサイトの作成について、財団は、助成金の交付決定に係る審査担当者がその可否を添付資料によって判断することができない状況となつている。財団は、専門家を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行われた。</p>	<p>財団は、専門家に よる支援の成果と助成事業の重複状況を比較検証するため、チャレンジ農業支援事業交付申請書の添付資料を改訂し、助成金交付申請書の添付資料に「画書」「到達点」「及び「認定書」の名称及び選定理由」並びに「記載欄」を追加した。また、助成金の重複状況の区分など、支援内容の重複状況を審査するため、チャレンジ農業支援事業費補助金申請書の「経費の妥当性」を修正し、審査項目に「経費の妥当性」を追加した。【2-ア】</p>

<p>58</p> <p>産業労働局 (公益財団 法人東京都 環境公社)</p>	<p>業務の実態 に即して更 に、過大な 支出に ついて返還を 求めるべき もの</p>	<p>周は、水素ステーション導入の支援を行う業務委託契約を公社と締結している。仕様書について、①水素ステーション整備に關するヘルカフト保青等1について、外部の専門家等から技術的な情報提供を求め、1事業者当たり10回程度に水素ステーションを併設整備する際に設計図面等を提出する場合は、6事業者程度に実施することと定めている。しかし、外部の専門家等からの技術的な情報提供や既存のヘルカフト保青等への図面等の提供について、令和3年度は実績がないことが認められた。本件経費として計上された外部の専門家等からの技術的な情報提供や図面等のかかわり減額の結果、契約金額が過大な支出となつていないことは適切でない。この結果、契約金額が過大な支出となつていないことについて返還を求めたい。</p>	<p>過大に交付した補助金68万円について、令和5年3月14日付で事業者から返還を受けた。【1-ア】補助制度に係る説明資料を、より要点を確認しやすいために改訂し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる相視資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。【2-エ】本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネット上で令和5年3月30日に配信し、より多くの施設担当者から確認できるように、申請の取りがたいよう周知徹底を図った。【2-エ】申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(クラウドラフ)を活用した電子申請が可能に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。【2-ウ】①実績報告書と併せて様式の教本の不一致を防ぐ自動計算機能を取り入れた。【2-エ】②申請書の入力方法を改善し、施設が利用し送付しやすいよう、CD-ROMに格納して24日に配布した。【2-エ】</p>
--	--	---	--

<p>61</p> <p>産業労働局 (公益財団法人東京都市農林水産振興財団)</p>	<p>分収林契約に係る解除に同意し、契約を見直し移行するよう指導するべきもの</p>	<p>令和3年度に期間が満了した分収林契約について、令和2年度の調査による未採算でも不採算であったため、立木解約のみのまま第4条第2項に、返還後5年間は森林循環促進事業(主伐事業)の適用を申請することができると定めていたことが認められた。策としてその結果、一方では花物対策として主伐事業による森林循環の創出から、他方では、分収林契約の解約に際しては、主伐による森林循環の創出から、分収林事業について方針を見直し、分収林事業に対して見直し、主伐事業へ移行するよう指導された。</p>
<p>62</p> <p>中央卸売市場(東京青果株式会社)</p>	<p>補助事業の確定事務手続を適切に行うべきもの</p>	<p>令和5年2月8日付の文書(東京都地方卸売市場施設整備事業補助金の補助金の額を確定するための調査において、確認項目や留意点を記載したチェックリスト)により、補助事業に補助対象外の経費が含まれていないか確認し、適切に確認を行うこととした。【2-ウ】</p>

<p>63</p> <p>建設局(公益財団法人建設局動物園)</p>	<p>(指定店工事)について、緊急に行う必要がない契約方法による契約方法によるもの</p>	<p>協会は、指定店工事として、各動物園の施設、設備の補修及び修繕を行っている。協会では、1件当たりの予定金額が、30万円以上150万円未満の緊急性のある補修等については、指定店制度を運用し、補修及び修繕を所管する施設課が、あらかじめ指定店として協会の登録した者に発注、契約が履行の承認を、支払のみ義務課が行う仕組みとしている。(以下「指定店工事」という。)は、人件や見直し等迅速に要する期間を待たず、迅速に対応できるような、園周辺の危険防止や、動物の管理・来園客の利便上必要となる補修等を行うことを目的としている。恩賜上野動物園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園は、指定店工事により補修を行っているが、そのうち13件については工事内容から認められず、指定店工事により補修したことは修正できない。</p> <p>協会は、緊急に行う必要がない補修について、指定店工事によらず、通常の契約方法により行われる。</p>
<p>64</p> <p>建設局(公益財団法人建設局動物園)</p>	<p>(指定店工事)について、緊急に行う必要がない契約方法による契約方法によるもの</p>	<p>協会は、指定店工事として、先立ち、その必要性と緊急性を明記した「指定店工事発注理由書」の作成を義務付けることとし、令和5年4月1日付で関連する要領と「2-ウ-7、2-ウ-7」を改訂した。【2-ウ-7、2-ウ-7】</p> <p>協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指橋事項を周知し、修正を図った。【2-エ】</p>

<p>65</p> <p>建設局 (公益財団法人東京動物園協会)</p> <p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>(指定店工事で)建設副産物の処分に関する数量を適正に把握すべき</p>	<p>恩賜上野動物園では、シロフナテナガザル舎補修工事において、掘削土6本(処分費3万円)を、その際、掘削土6本の処分状況の記録写真を見たところ、撤去した掘削土のうち3本については、飼育係が再利用するとして引き取っており、処分を行っていない。このため、掘削土3本分の処分費1万5,000円が過大に支払われており、適正でない。建設局は、指定店工事に係る建設副産物の処分数量を適正に把握するとともに、過大に支払った処分費について返還を求められた。</p>
<p>66</p> <p>建設局 (公益財団法人東京動物園協会)</p> <p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>(指定店工事で)工事完了に副産物の処分を確保するとともに維持管理事務をニューアールへ変更すべき</p>	<p>恩賜上野動物園では、指定店工事に伴う糞尿処理施設の給排水に係る補修工事を行っている。その際、掘削土6本(処分費3万円)を、その際、掘削土6本の処分状況の記録写真を見たところ、撤去した掘削土のうち3本については、飼育係が再利用するとして引き取っており、処分を行っていない。このため、掘削土3本分の処分費1万5,000円が過大に支払われており、適正でない。建設局は、指定店工事に係る建設副産物の処分数量を適正に把握するとともに、過大に支払った処分費について返還を求められた。</p>
<p>67</p> <p>建設局 (公益財団法人東京動物園協会)</p> <p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>施設の安全確保に有効な工事を実施するべき</p>	<p>協会は、過大支出となった掘削土3本分の処分費1万5,000円(1日)に返還を請求し、【1-エ】建設副産物の数量が変更となった場合には設計変更を行うよう定め、令和5年4月1日付で維持管理事務をニューアールへ改訂した。</p> <p>【2-エ】令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知し再発防止を図った。</p>

<p>68</p> <p>建設局 (公益財団法人東京動物園協会)</p> <p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>基本協定に沿った会計処理を行うべき</p>	<p>協会は、令和4年度決算から、指定管理事業以外の事業については指定管理事業の区分で経理せず、固有公益事業に経理した。【1-エ】令和5年1月20日に経理担当者(経理第一係・第二係ミーティング)を行い、指摘事項の内容と、今後の会計処理の方針について周知徹底した。【2-エ】</p>
<p>69</p> <p>建設局 (公益財団法人東京動物園協会)</p> <p>1 ア イ ウ エ</p> <p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>(更新未了となった排水設備について)テレビカメラ調査を実施するべき</p>	<p>協会は、雨天時の雨水流入により排水設備が増水傾向にあるため、排水カメラのテレビカメラを設置して各系統からの流入を把握するとともに、指定店制度を用いて排水設備調査を行った。指定店制度とは、1件当たりの予定金額が、3,0万円以上150万円未満の緊急性のある補修等に発生する指定店として登録済みの者に発注する仕組みで、園周辺への危険防止や、動物の管理・来園者の利用上必要となる補修等を行うものとしてされている。しかし、この調査にそのような緊急性は認められず、指定店制度を用いて実施したことは適正でない。協会は、調査の必要性について、緊急性が無い調査等については、通常の契約手続により適正に行われた。</p>

<p>70</p> <p>建設局（公益財団法人東京動物園協会）</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>（ライオンズバス発着所）の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>局は、多摩動物公園園内にあるライオンズバス発着所の整備工事の中で、木製ベンチから指定管理者である協会の後、令和2年8月に発着所を引き継いだ後、令和2年8月に、発着所の再開階の踊り場に設置した木製ベンチを撤去した理由として、整備工事で設置したベンチの利用が妨げられるおそれがあるためとのことであった。整備工事の前後で手すりの位置関係に異なると、ベンチを管理する協会と十分な検討がなされたいとの旨を、協会の関係者へ、一度も使用することなく撤去したベンチについて、整備工事における設置に要した金額、及び修繕工事の金額が不経済支出となつておられること、今後の動物園施設の整備等に当たり、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行われたい。</p>
<p>71</p> <p>建設局（公益財団法人東京動物園協会）</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>（ライオンズバス発着所）の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>局は、多摩動物公園園内にあるライオンズバス発着所の整備工事の中で、木製ベンチから指定管理者である協会の後、令和2年8月に、発着所の再開階の踊り場に設置した木製ベンチを撤去した理由として、整備工事で設置したベンチの利用が妨げられるおそれがあるためとのことであった。整備工事の前後で手すりの位置関係に異なると、ベンチを管理する協会と十分な検討がなされたいとの旨を、協会の関係者へ、一度も使用することなく撤去したベンチについて、整備工事における設置に要した金額、及び修繕工事の金額が不経済支出となつておられること、今後の動物園施設の整備等に当たり、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行われたい。</p>
<p>72</p> <p>建設局（公益財団法人東京動物園協会）</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導する</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>協会は、令和4年10月19日に、マニエレスト（D業）により同年7月13日付で発着所が処分されていることを確認した。【1-エ】協会は、発着所の処分を適正に確認するよう仕組みを改め、令和5年4月1日付で維持管理事務マニエレストを改訂した。【2-エ】協会は、令和5年1月20日開催の施設健全委員会にて、指導事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】</p>

<p>73</p> <p>建設局（公益財団法人東京都公園協会）</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導する</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>協会は、令和5年3月6日付で「セツト券販売に際しての報告書」の改定版を提出し、報告書に添付された販売枚数及び、令和4年11月15日開催の公園事業部課長会議及び令和4年11月24日開催のエリア担当係事項部会議において、今回の指導事項を周知し、よう注意喚起した。【2-エ】</p>
<p>72</p> <p>建設局（公益財団法人東京動物園協会）</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導する</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>協会は、令和5年度の運行契約について、令和5年2月26日付で企画提案方式により事業者を選定した。【1-エ】公園緑地部は、令和4年11月12日付通知文で、令和元年10月24日付運行契約は現在の運行契約への適用を求めた旨を、協会に対して改めて通知した。【2-エ】</p>
<p>73</p> <p>建設局（公益財団法人東京都公園協会）</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>協会は、令和5年度の運行契約について、令和5年2月26日付で企画提案方式により事業者を選定した。【1-エ】公園緑地部は、令和4年11月12日付通知文で、令和元年10月24日付運行契約は現在の運行契約への適用を求めた旨を、協会に対して改めて通知した。【2-エ】</p>	<p>協会は、令和5年3月6日付で「セツト券販売に際しての報告書」の改定版を提出し、報告書に添付された販売枚数及び、令和4年11月15日開催の公園事業部課長会議及び令和4年11月24日開催のエリア担当係事項部会議において、今回の指導事項を周知し、よう注意喚起した。【2-エ】</p>

協会は、令和5年3月6日付で「セツト券販売に際しての報告書」の改定版を提出し、報告書に添付された販売枚数及び、令和4年11月15日開催の公園事業部課長会議及び令和4年11月24日開催のエリア担当係事項部会議において、今回の指導事項を周知し、よう注意喚起した。【2-エ】

73

建設局（公益財団法人東京都公園協会）

1

ア イ ウ エ

2

ア イ ウ エ